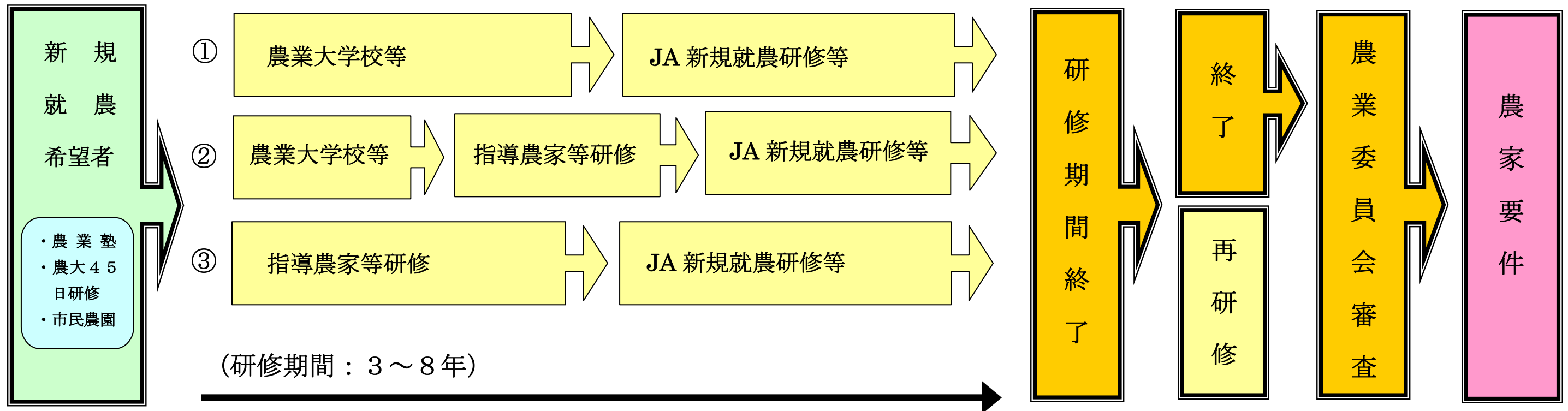


# 《 新規就農サポート事業フロー 》



## ( 関係機関の支援 )

【市で受付】  
相談票、申込書  
就農計画書等

【関係機関による面接】  
進路相談  
決定通知

【関係機関による研修状況確認】  
研修進捗状況報告書（各年）  
就農計画書（各年）

【関係機関による研修実績確認】  
研修実績報告書  
就農計画書

【農業委員会審査】  
農地取得基準  
市意見書提出

- ※ 埼玉県農業大学校
- ・ 1年課程、 2年課程
  - ・ 高度技術科（2年課程を卒業した者）

- ※ いるま野農業協同組合による新規就農研修事業
- ・ 農地を農協が借り受け、新規就農希望者に貸し出す。
  - ・ 研修生として直売所の出荷を認める。（出荷レベルに達した農産物は販売可能）
  - ・ 農家による指導。（埼玉県川越農林振興センターに講師紹介を依頼）
  - ・ 埼玉県川越農林振興センターによる指導
  - ・ 研修期間は5年以内

- ※ 指導農家等
- ・ 埼玉県で認定される指導農家による指導
  - ・ 認定農業者や先進的農家による指導

【研修継続者】  
JA 新規就農研修等

【研修修了者】  
農業委員会審査

【農家要件取得】  
農地法3条申請  
利用権設定申請